コンソーシアム協定書（参考様式）

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、野洲市MIZBEステーション事業官民連携支援業務委託（以下、「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、○○○○共同企業体（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を○○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは令和○年○月○日に成立し、存続期間は、野洲市MIZBEステーション事業官民連携支援業務委託契約における履行期間が終了し、本コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）所在地

　　 名　称

（２）所在地

　　 名　称

（３）所在地

　　 名　称

（幹事企業及び代表者）

第６条　本コンソーシアムの幹事企業は○○○○とする。

２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって、契約締結、委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第８条　本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）

第９条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それぞれに応じて分担の変更があるものとする。

【　業務名　】（　構成員名　）○○○円（消費税及び地方消費税の額を含む）

【　業務名　】（　構成員名　）○○○円（消費税及び地方消費税の額を含む）

【　業務名　】（　構成員名　）○○○円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（運営委員会）

第１０条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

（管理技術者）

第１１条　本コンソーシアムは、幹事企業の中から、本事業に関する管理技術者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

（業務担当技術者）

第１２条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、管理技術者の下で本業務に従事する主任技術者を指名する。

（取引金融機関）

第１３条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第１４条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第１８条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２０条　本協定の紛争については○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　代表者幹事企業○○○○外○社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本２通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和　年　月　日

代表者 （所在地）

（名　称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員 （所在地）

（名　称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員 （所在地）

（名　称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　印